別表十一(一)の記載要領第一号中「若しくは租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第９号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第55条（海外投資等損失準備金）」を削り、「租税特別措置法第68条の43」を「同法第68条の43」に改め、同第二号中「⑽の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額　⑾」を「⑹の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額　⑺」に、「第32条の２第24項及び第25項」を「第32条の２第17項及び第18項」に、「第39条の72第17項及び第18項」を「第39条の72第14項及び第15項」に改め、同第三号中「同上の$\frac{30\text{又は}90}{100}$相当額　⑿」を「同上の$\frac{30\text{又は}90}{100}$相当額　⑻」に改め、同号⑴中「第55条第１項の表の第１号」を「第55条第１項第１号」に、「第68条の43第１項の表の第１号」を「第68条の43第１項第１号」に改め、同号⑵中「第55条第１項の表の第３号」を「第55条第１項第３号」に、「第68条の43第１項の表の第３号」を「第68条の43第１項第３号」に改める。

別表十一(十九)を削り、別表十一(十八)を別表十一(十九)とし、別表十一(十七)を別表十一(十八)とし、別表十一(十六)を削り、別表十一(十五)を別表十一(十七)とする。

別表十一(十四)の表中

「農業経営基盤強化準備金の損金算入額（別表十二(十三)「10」）	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十三)「43の計」）」

を

「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十五)「10」）	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十五)「43の計」）」

に改め、同表を別表十一(十六)とする。

別表十一(十三)の記載要領第一号⑴中「第12条の２第２項」を「第13条第２項」に改め、同号⑵を削り、同号⑶を同号⑵とし、同号⑷を同号⑶とし、同表を別表十一(十五)とする。

別表十一(十二)を別表十一(十四)とし、別表十一(十一)を別表十一(十三)とし、別表十一(十)を別表十一(十二)とする。

別表十一(九)の表中「異常災害損失等の補てん額」を「異常災害損失等の補塡額」に改め、同表の記載要領第二号中「第33条の５第５項」を「第33条の２第５項」に、「第33条の６第２項」を「第33条の３第２項」に改め、同第三号中「第33条の５第13項第２号」を「第33条の２第13項第２号」に改め、同表を別表十一(十一)とする。

別表十一(八)を削り、別表十一(七)を別表十一(九)とし、同表の次に次の一表を加える。